

ビジネスユース証明書 重要事項説明書

この度は株式会社日本電子公証機構（以下、「jNOTARY」という。）のビジネスユース証明書（以下、「ビジネス証明書」という。）のご利用をお申込みいただきまして有難うございます。

ビジネス証明書の重要事項につきまして以下にご説明申し上げます。ビジネス証明書のご利用にあたり、特に留意すべき点を以下に記します。

ビジネス証明書は、ご利用者個人が作成された電磁的記録について、その記録がご利用者自身によって作成され、また作成された時点以降に内容の改ざんもされていないこと（以下、「真正性」という）を、ご利用者自身の電子署名を確認することで証明するサービスです。

1. ビジネス証明書ご契約に際して、個人または法人の実在確認をさせていただきます。

個人申請に関しては、「住民票の写し」「住民基本台帳カードのコピー」「運転免許証のコピー」のいずれか1点の提出、捺印等、jNOTARY 所定の手続きをお願いいたします。

法人申請に関しては、法人の実在を確認するための「現在事項全部証明書（登記簿謄本）」の提出（提出可能な場合のみ）、申込責任者の捺印等、ご利用者に関する情報等の jNOTARY 所定の手続きをお願いいたします。

虚偽の申込みや不実の証明をさせたことが発見された場合、jNOTARY は、直ちに証明を差止めさせて戴きます。また、そのことによりもたらされる全ての結果の責任は申込者に帰し、jNOTARY は一切責任を負いません。

2. ビジネス証明書はインターネットの利用を前提とし、電子的方法で提供されるサービスです。コンピュータ機器、周辺装置、ソフトウェア等、ビジネス証明書ご利用の環境はご利用者の責任において設置設定していただきます。
3. ビジネス証明書に登録されると、公開鍵暗号方式による電子署名を施すことができます。電子署名には、秘密鍵を用います。電子署名は、自署や押印に相当するため、ご利用者秘密鍵は非常に重要であり、秘密鍵が漏洩することのないよう、格納されている記憶媒体は、ご利用者自身の責任において十分な注意をもって管理してください。秘密鍵の危殆化、ビジネス証明書の不正使用等に起因する損失及び損害等について jNOTARY は一切責任を負いません。
4. 秘密鍵が危殆化した場合、若しくは危殆化の恐れが発生した場合においては、ご



利用者または法人の場合は申込責任者を通じてただちに、jNOTARY に対して電子証明書の失効を申込まなければなりません。

5. ビジネス証明書を直接の原因として発生した損害に対して jNOTARY が負担する賠償額の総額は 1 電子証明書の金額相当を上限とし、いかなる場合もこれを超えることはありません。

ご利用者と弊社との契約内容については、「ビジネスユース証明書 検証者契約（ビジネス証明書 RPA）」及び「ビジネスユース証明書認証業務規程（ビジネス証明書 CPS）」に規定されていますので、あわせてご精読ご理解の上、ご利用者、弊社ともどもこれら規定の遵守を約するものとします。

* jNOTARY では、自然人としてのご利用者個人が作成された電磁的記録について、その記録が確かにご利用者本人が作成され、また作成された時点以降に内容の改ざんもされていないこと（真正性）を、ご利用者自身の電子署名を確認することで証明するいわゆる「認証」業務（電子署名及び認証業務に関する法律（「電子署名法」）によりその方法等が詳しく規定されています。）を、ビジネス証明書とは別に、電子署名法認定の認証事業「iPROVE（アイプルブ）」として提供しております。（jNOTARY は、この業務について平成 13 年 12 月に電子署名法特定認証事業の認定を受けております。）